

令和3年度指定管理者評価シート

1. 管理運営の状況等

| | |
|---------------|--|
| (1)施設名 | さいたま市大宮武道館 |
| (2)施設概要 | <p>①所在地 さいたま市見沼区堀崎町12-36</p> <p>②施設の設置目的 武道その他のスポーツ及びレクリエーションの振興を図る。</p> <p>③施設の概要 平成3年3月4日開館 敷地面積 12,238㎡ 建物面積 6,462.71㎡ 主道場、錬成道場(柔道場・剣道場)、弓道場、会議室 他</p> |
| (3)指定管理者 | 株式会社 サイオー |
| (4)指定期間、指定管理料 | <p>①指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>②指定管理料 令和元年度:43,089千円、令和2年度:41,432千円、令和3年度:41,242千円</p> |
| (5)施設の管理運営の内容 | <p>①運営業務の状況(利用状況含む)</p> <p>◇利用状況(括弧内は前年度の数值)</p> <p>【利用件数】 13,864件(10,670件)</p> <p>【利用人数】 151,767人(111,038人)</p> <p>【利用率】主道場:94.8%(97.5%)、第1錬成道場:79.8%(73.0%)、第2錬成道場:76.2%(69.6%)、弓道場:96.3%(89.5%)、会議室:75.4%(68.8%)</p> <p>◇業務実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録及び申込み受付業務(施設の利用許可) ・公共施設予約システムによる貸出し管理 ・事業計画書に基づく業務(市民スポーツの普及・支援・指導など) <p>②維持管理業務の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理業務(清掃等) 毎日 ・消防設備点検業務 年2回 ・空調設備保守点検業務 年2回 ・植木剪定業務 年1回 ・受変電設備点検 年12回 ・自動ドア定期点検業務 年1回 ・自動シャッター定期点検 年1回 ・ゴミ収集運搬処理業務 週2回 ・機械警備業務 毎日 ・防火対象物点検 年1回 ・防火基準自主点検 年12回 ・非常用予備発電装置点検 年12回 ・受水槽点検 年12回 等 <p>③その他(自主事業等)</p> <p>武道・スポーツ教室(太極拳教室、空手道教室、合気道教室、介護予防教室、骨盤エクササイズ教室、バトン教室、各種ヨガ教室、卓球サークル、各種ピラティス教室、フラダンス教室、健康体操教室、キッズHIPHOP教室、柔道初心者教室、エアロビクス教室、各種ストレッチ教室等)の開催</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| (6)収支状況 | <p>①収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入 7,844千円(前年度 5,833千円) ・指定管理料 41,242千円(前年度41,432千円) ・その他収入 275千円(前年度 230千円) <p>②支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 30,601千円(前年度32,252千円) ・事務費 2,612千円(前年度 2,629千円) ・施設管理費 19,329千円(前年度17,202千円) <p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 16,009千円(前年度11,639千円) ・支出 9,090千円(前年度 6,967千円) |
| (7)利用者アンケート等による市民からの意見・要望等への対応 | <p>・常設のご意見箱(アンケート)及び期間集中手渡しアンケート(令和3年9月及び令和4年1月)により市民の意見・要望を収集した。</p> <p>満足度サマリーは大変良かった28.7%、良かった47.6%、普通20.0%、悪かった2.2%という結果となった。</p> <p>頂いたご意見・ご要望のうち、駐車場にソーラーライトの設置、主道場モップ置き場への消毒液の追加、新型コロナウイルス感染予防注意喚起ポスター＋大声禁止ポスターの掲示等、直ちに改善できる案件については対応しました。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、デジタル表示式温度計2台を設置し、入館時に検温を行えるようにした。また、大会時は1台増設して対応した。</p> |
| (8)その他 | <p>・非接触デジタル温度計の配備、光触媒二酸化チタン抗ウイルス液活用による消毒の徹底等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に注力した。</p> <p>・利用者の負担軽減のため、「利用同意書」と、利用状況把握のための「利用人数報告書」の2通の書式を1通にまとめる書式変更を実施し、手続きの煩雑さを改善した。</p> <p>・料金支払時に利用場所を予め確認し、利用者が利用場所までスムーズに辿りつけるよう案内した。</p> <p>・各道場の壁面にPOPの掲示を行い、利用回数の少ない利用者でも利用場所がすぐ把握できるようにした。</p> |

2. 提案内容の達成状況

(指定管理者から提案のあった項目の達成状況)

| 提案内容 | 達成状況 |
|-------------------------|---|
| 日常フロアメンテナンス及びアリーナ床面事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の定期点検項目として主道場並びに第一錬成道場(剣道場)の床面点検を実施し、毀損箇所について徹底的にパテ補修並びにウレタン塗装を実施しました。千か所を超えるほど細め細かく補修し、素足で活動する武道利用者の利用安全性を向上させた。 |
| 地元NPO団体の支援・連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・見沼区内のNPO団体と連携し、からだすつきりヨガ教室及びリセットヨガ教室を開催した。 ・大宮中部公民館とのコラボレーションによる空手教室を、大宮中部公民館で実施した。 |
| スポーツ振興と高齢者の健康増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児スポーツの拡充としてゼロ歳児向け講座「ベビーヨガ」を令和3年8月より開催した。 ・高齢者を対象とした5つのスポーツ教室(シニア骨盤ストレッチ体操、シニア健康体操、シニアヨガ、はつらつ健康体操、呼吸法とストレッチ)を開催した。 |
| 武道協議会との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国都道府県立武道協議会に加盟し、令和3年度は会計監査に監事として参加し、会計監査を実施した。 ・埼玉県武道協議会に加盟し、理事に就任。11月の弓道・少林寺拳法・合気道指導者研修会、青少年空手道錬成大会に参画した。 |
| 外構修繕と植栽管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月：第3駐車場神社側面の樹木を枝打ちし、見通しを確保。 ・令和3年7月：第1駐車場住宅側高木剪定を実施。 ・令和3年11月～令和4年1月：第1駐車場及び外周の中木剪定を実施。 ・令和4年3月：第1駐車場入口の高木剪定を実施。 |

3. 評価

(1) 指定管理者による評価

【市民の平等利用、市民サービスの向上、利用促進】

- ・前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大による利用制限のもとでの運用となったが、基本的な感染症対策の徹底、書類の簡略化による滞留時間の短縮化、消毒作業の徹底等、安心・安全な運営を徹底した。
- ・入館時の体温測定にデジタル表示の即応式検温器を2台設置し、スムーズに入館できるようにした。
- ・大会等での利用者には、木質床にアルコールが使用できないため、当日生成した消毒液(次亜塩素酸水100ppm以上)を無料で配布し、手指、器具、床面の消毒に利用してもらった。

【経費の削減】

- ・主道場、第一錬成道場(剣道場)の床面点検の実施と補修及び歩道(暗渠部分)・構内石畳の補修を職員の内製作業にて実施し修繕費の削減に努めた。
- ・木質に適した消毒液(次亜塩素酸水)を専用機器ならびに専用薬剤で内製にて生成した。
- ・利用制限や中規模修繕に伴う休館により施設利用料収入の減少があったが、自主事業収入は当初予算より増額となった。利用制限や休館による水道光熱費の自然的減少の他、適正な省エネルギーによる水道光熱費の計画的削減や、内製作業方針により管理運営の支出を最小限にするなどし、収入超となる水準までの経費節減に成功した。

【適正な管理運営の確保】

- ・第3駐車場の安全管理の為、路面へ砂利を投入し走行の安全性を確保した。また、竹林の枝打ちにより駐車スペースを確保した。
- ・樹木の隣接電線への接触防止のために、高木剪定を実施した。
- ・前年に引き続き、利用者への積極的な声掛け、笑顔の挨拶を実施し人的関係の構築に努めた。
- ・館内カメラにて各所を常時リアルタイム確認し、利用の状況、照明、換気等の適正かつ安全な運用を確保した。

(2) さいたま市の評価(評価担当課:スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課)

総合評価 (B) ※A~D

1 項目別の評価

【市民の平等利用、市民サービスの向上、利用促進】

- ・自主事業の参加申込を施設のホームページから行えるように改善し、市民サービスの向上に努めた。
- ・主道場および剣道場の補修を積極的に行い、市民の安全利用の確保に努めた。

【経費の削減】

- ・円滑で無駄のない予算執行を心がけ、適正な省エネルギーによる水道光熱費の計画的削減を行うなど、経費の削減に努めた。

【適正な管理運営の確保】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、また、協定書等に従って業務を適切に履行し、施設点検等を行った。

2 総合評価

- ・コロナ禍において収入が減少する中、積極的な経費削減が行われた。
- ・他の指定管理経験を生かし、適正な施設管理が行われた。
- ・利用場所を示す掲示物の設置や施設予約操作の補助など、利用者の目線に立って運営し、市民サービスの向上に努めた。

(3) 来年度の管理運営に対する指導事項等

- ・利用者の安全確保、利用者の利便性の向上とサービス品質の向上
- ・利用者アンケートを踏まえた利用者の満足度の向上
- ・危機管理体制の再確認
- ・情報セキュリティ体制の再確認